



「大宮踊り」をデジタル保存



岡山県真庭市赤山に伝わる「大宮踊り」は国の重要無形文化財に指定されています。この指定を期に、1972年、国は地元へ依頼して大宮踊りの8ミリフィルムによる映像の保存と、6ミリテープによる音声の保存を行いました。その素材は平成の大合併で、旧八束村から真庭市の教育委員会に移管されましたが、収録から35年の歳月が流れており、そのフィルムもテープも、今では教育委員会に再生できる機材がありませんでした。

教育委員会では重文指定35年を記念して、この夏にシンポジウムなどのイベントを企画しています。そこで正調の大宮踊りを検証し、後に残していくために、保存されて久しい8ミリフィルムと6ミリテープのデジタル化とDVD化をセンターに依頼してきました。

フィルムはシングル8と呼ばれる新しい企画の8ミリフィルムで、センターに映写機材があり、問題なくデジタル化できました。しかし、オーディオテープの方は、録音速度が毎秒4.75cmという当時の民生用機器の中で最も遅い速度で録音されており、センターにはこれに対応する機材がありません。

民放連の著作権研修会より

「肖像権」



誰かを撮影して放映するというテレビの場合、肖像権という問題は避けて通ることが出来ません。今回と次回の2回にわたって、この肖像権について考えてみます。

肖像権とは、「自分の姿を他人にみだりに撮影されない」という**撮影拒否**と、「撮影された映像を公表されない」という**公表の拒絶**という二つがあります。

ただ、この肖像権は、法律として確立されたものではありません。それだけにこの権利は裁判の判例によって、時間と共に変化していきます。では、実際の現場で考えてみましょう。

放送ライブラリーセンターには、過去に山陽放送で放送された沢山の番組が保存されています。これらの映像が撮影されたとき、被写体となった人たちは、自分の映像がテレビで放映されることを承知で撮影許可をしたはずですが、しかし、時が経ち状況が変われば利害関係も変化します。

もし、撮影された人が自分に不都合だと思えば、この番組の再放送中止を求める権利があります。過去の映像を使う時には、必ずもう一度使用許可を取らなければなりません。

また、この肖像権は本人の死去と共に消滅すると言われていますが、これも条文があるわけがありません。特に有名タレントの様にその肖像自体に価値がある場合（パブリシティ権といいます）は、相続できる、つまり遺族の許諾なしには使えないという主張が認められる時代になりつつあります。昔の俳優の映像を使用する場合もご注意を。

このため、とりあえずセンターにある毎秒19センチの機器で再生し、再生されたテープを1/4倍速のスロー再生する事で教育委員会の要望に応えようとした。しかし、劣化したテープは元比べてかなり長さが伸びており正しい再生が出来ませんでした。結局、ノンリニア編集機に一旦入れ、8ミリフィルムの映像にある太鼓のバチの動きと音とを合わせることで、何とか正しく再生することが出来ました。

また、検証にあたっては山陽放送が撮影した昭和30年代の大宮踊りも貴重な資料となりました。



お詫び

番組の制作等が忙しく、2,3月が発行できませんでした。お詫び致します。